

聖籠町訓令第2号

行政不服審査法の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成28年3月17日

聖籠町長 渡邊 廣吉

行政不服審査法の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(聖籠町文書管理規程の一部改正)

第1条 聖籠町文書管理規程(平成16年聖籠町訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第9条第4号エ中「異議申立書、決裁書、決定書」を「裁決書」に改める。

第10条第7項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(聖籠町老人福祉法施行細則の一部改正)

第2条 聖籠町老人福祉法施行細則(平成5年聖籠町訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別記第6号様式から別記第8号様式まで及び別記第12号様式中

「

注1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

」

「

注1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

に

改める。

(聖籠町老人医療事務取扱細則の一部改正)

第3条 聖籠町老人医療事務取扱細則(昭和58年聖籠町訓令第2号)の一部を次のように改正する。

様式第10号、様式第13号及び様式14号中

「

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県知事に審査請求することができます。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

「

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、新潟県知事に審査請求することができます。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際、第2条の規定による改正前の聖籠町老人福祉法施行細則及び第3条の規定による改正前の聖籠町老人医療事務取扱細則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。